

平成26年9月1日

浜田市議会議長 原 田 義 則 様

議員名 芦 谷 英 夫



調 査 研 究 活 動 報 告 書

下記のとおり調査研究のため研修等を行ったので、その結果を報告します。

記

- 1、期 間 平成26年8月29日（金）
- 2、研修内容 浜田カントリークラブ破産に伴う債権者集会及び
今後の跡地利活用計画などの状況調査
- 3、研 修 先 広島市 広島地方裁判所
- 4、調査経費 浜田駅（高速バス）⇒広島市⇒浜田駅
高速バス代 5,340円
- 5、調査研究活動の概要
別紙のとおり



浜田カントリークラブ破産に伴う債権者集会
及び今後の跡地利活用計画などの状況調査

平成26年9月1日

- 日 時 平成26年8月29日（金）午後3時～4時
- 場 所 広島市 広島地方裁判所
- 裁判所側 裁判官、書記官、破産者、破産者代理人、破産管財人、破産管財人
- 出席者 約30人
- 経 過

■浜田カントリークラブは昭和39年に設立され、平成3年のピーク時には年間入場者数13,000人を超えていたが、その後のバブル経済の崩壊、近隣にゴルフ場のオープン、会員の高齢化などにより入場者数はピーク時の半分にまで落ち込んでいた。

■このため平成25年7月アウトコース9ホールを合同会社浜田メガソーラーに売却し、同社は大規模太陽光発電所を建設することとし、国土利用計画法に基づく届出などの行政手続、地元説明会の開催など建設に向けた準備を進めている。

■25年11月浜田カントリークラブの現社長は前社長から経営を引き継ぎ、残りインコース9ホールでゴルフ場の営業を継続していたが、利用客の減少から経営に行き詰まり、26年5月15日破産開始手続開始の申し立てを行い、同月22日破産手続開始決定がされた。

○債権者集会

■債権者集会では裁判官立会いの下、破産管財人弁護士から財産状況等報告書、債権者一覧表（公租公課）、財産目録、収支計算書などの説明が行われた後、質疑が行われた。

■今後は破産債権額の確定を行い、不動産の任意売却を進め、破産債権に対する配当を予定している。（次回債権者集会11月5日）

○今後の対応策及び調査事項

■新聞報道では、上記合同会社浜田メガソーラーが不動産（インコース9ホールなど）の任意売却、買受に応じる意向を示している。

■大規模太陽光発電所が建設されることに伴い、特に予定地周辺町内の住民には
①工事中の車両・重機などの通行、工事の施工などに当たって地域の交通安全、住民の安全、②発電所稼働後の里道や地域道など住民の通行の確保、③地すべり地区であり排水流末処理の対応、④黄長石霞石玄武岩など地域資源の活用、地域の振興、景観の保全、環境の美化などの課題や懸念がある。

■課題や懸念について浜田市として、行政上の関与が必要な事項もあることから、動向を注視し必要な対応を行う必要がある。 一以上一